

健介事第 629 号

令和 4 年 9 月 30 日

一般社団法人医業経営研鑽会
会長 西岡 秀樹 様

横浜市長 山中 竹春



「横浜市による「介護保険事業者の指定申請等を業として行えるのは社会保険労務士のみ」という手引きへの間違った記載及び指導の改善要望書」について（回答）

さきにご要望（令和 4 年 8 月 1 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

また、ご指摘を受け、改めて厚生労働省へ照会を行った関係で回答が遅くなりましたことお詫び申し上げます。

社会保険労務士の業務について、介護保険法に基づく申請書等の作成は社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号、申請書等の提出に関する手続を申請者に代わって行うことは、同法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に定められています。当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し、当該行政機関等に対して行う主張若しくは陳述について代理することは、同法第 2 条第 1 項第 1 号の 3 に定められています。

これら、同法第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 1 号の 3 に掲げる事務は同法第 27 条の業務の制限の対象であり、社会保険労務士又は社会保険労務士法人ではない者が、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行うことが禁止されています。

なお、同法第 2 条第 1 項第 1 号の 3 に規定する「申請等」は同法施行規則別表（第 1 条関係）第 55 号に定められており、介護保険法第 70 条に基づく指定居宅サービスの指定申請はこれに該当します。

以上について、令和 4 年 8 月 26 日に厚生労働省年金局事業企画課に確認しましたが、その際、本市ホームページに掲載している説明資料「指定申請の流れ」における同法第 27 条の業務の制限に関する説明について、「業として」行うことに加えて、「他人の求めに応じ」、「報酬を得て」行うことを加えるよう指摘を受けたため、これに従い、当該説明資料を修正しました。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

担当 健康福祉局介護事業指導課

電話：045-671-3413

FAX：045-550-3615